求職者支援訓練のうち、次の値を上限として地域職業訓練実施計画で定めた割合以下の範囲で当該都道府県で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

イ　基礎コース　10パーセント
（岩手県、宮城県及び福島県は30パーセント）

ロ　実践コース　20パーセント
（岩手県、宮城県及び福島県は30パーセント）

注1　求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、1か月ごと又は四半期ごとに認定する（地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。）ものである。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、

イ　新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから

ロ　イ以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから

認定する。

注2　本計画において示した内容は、全国での目標であり、地域職業訓練実施計画においては、次のイからハまでに掲げる事項を除き、地域訓練協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

イ　都道府県別の訓練認定規模を超えてはならないこと。

ロ　基礎コースの割合を30パーセント超としてはならないこと。

ハ　新規参入枠は上に掲げた値を超えてはならないこと及び全く新規参入枠を設定しないものとしてはならないこと。ただし、実践コースにおいて、地域ニーズ枠については、全て新規参入枠とすることも可能とすること。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで55パーセント、実践コースで60パーセントを目指す。

⑵　訓練修了者等に対する就職支援等の充実

求職者支援訓練の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。

求職者支援訓練の受講者には、長期失業者及び正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識及び技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。

このため、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供等、就職に向けた支援を充実する。

また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

なお、訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のための公共職業訓練（離職者訓練）の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

3　推進体制

公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練を合わせた訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国及び都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

このため、平成26年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。

このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。

平成25年12月末に取りまとめられた労働政策審議会（職業安定分科会雇用保険部会及び職業能力開発分科会）の報告書を踏まえ、平成26年度から求職者支援制度の見直しが施行されたところであり、必要な訓練の質及び量の適切な確保やより安定した就職の実現に向けた取組をさらに推進する。

求職者支援訓練の訓練規模を踏まえ、安定した就職の実現に資する分野での訓練がより設定されるよう努めるものとする。

今後とも、中央訓練協議会を開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。

官報告示

国家試験

計量士国家試験合格者

計量法施行規則（平成５年通商産業省令第69号）第69条の規定に基づき、平成26年３月２日に実施した計量士国家試験の合格者の受験番号を次のとおり告示する。

平成 26 年５月 30 日　　経済産業大臣　茂木　敏充

環境計量士（濃度関係）（計量法施行規則第63条第２項の規定による試験科目の免除を受けている者）

試験地　札幌

100003　100007

試験地　仙台

110004　110005

試験地　東京

120002　120005　120007　120009　120010　120015　120018　120019　120020　120021　120022
120031　120032　120038　120052　120055　120056　120073　120078

試験地　名古屋

140004　140006　140013　140014　140016　140017　140024　140026

試験地　大阪

150013　150014　150017　150035　150036　150038

試験地　広島

170002　170012

試験地　高松

180001　180003

試験地　福岡

190001　190005　190009

環境計量士（濃度関係）（計量法施行規則第63条第２項の規定による試験科目の免除を受けていない者）

試験地　札幌

200008　200009　200011　200027　200028　200034　200037　200041　200048　200054　200055
200058　200071　200074　200077　200083　200087　200094　200097　200098　200099　200113
200142